

お客様各位

中小 M&A ガイドライン遵守に関する補足説明

株式会社伝統産業.com（伝統産業ドットコム）

株式会社伝統産業.com（以下「弊社」）は、中小企業庁が定める登録制度に M&A 支援機関として登録された M&A 仲介業者（以下「登録仲介業者」）です。

弊社は、登録仲介業者として、中小企業庁が定める中小 M&A ガイドラインを遵守し、M&A 支援に従事することを宣言します。

～遵守を宣言した事項～

1. 仲介契約・FA 契約の締結

- ✓・業務形態の実態に合致した仲介契約・FA 契約を締結します。
- ✓・契約締結前に売り手様及び買い手様（以下「依頼者」）に対し仲介契約・FA 契約に係る重要な以下の事項について明確な説明を行い、依頼者の納得を得ます。
 - （1）依頼者双方と契約を締結し双方に助言する仲介、依頼者の一方のみと契約を締結し、一方のみに助言する FA の違いとそれぞれの特徴
 - （2）提供する業務の範囲及び内容
 - （3）手数料に関する事項
 - （4）秘密保持に関する事項
 - （5）専任条項
 - （6）テール条項
 - （7）契約期間
 - （8）中途解約に関する事項

2. 最終契約の締結

- ✓最終契約の締結にあたり、契約内容に漏れがないよう依頼者に対して再度の確認を促します。

3. クロージング

- ✓クロージングに向けた具体的な段取りを整えた上で、当日には買い手様から譲渡対価が確実に入金されたことを確認します。

4. 専任条項

- ✓・依頼者が他の支援機関の意見を求めたい部分を弊社に対して明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、依頼者に対し他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容します。但し、相手方に依頼者に関する情報の開示を禁止したり、相談先を法令上または契約上の秘密保持義務がある者や事業承継・引き継ぎ支援センター等の公的機関に限定する等、情報管理に配慮します。
- ✓・専任条項を設ける場合は、契約期間については最長 1 年以内を目安として定めます。

- ✓・依頼者が任意の時点で仲介契約・FA 契約を中途解約できることを明記する条項等を設けます。

5. テール条項

- ✓・テール期間については最長3年を目安として定めます。
- ✓・テール条項の対象はあくまで弊社が関与・接触し、売り手様に対して紹介した買い手様のみに限定します。

6. 仲介業務

- ✓・仲介契約の締結前に依頼者の双方と仲介契約を締結し、双方から手数料を受領することを依頼者の双方に伝えます。
- ✓・仲介契約の締結にあたり、依頼者間において利益相反の恐れがあると想定される事項については、予め依頼者双方に対し明示的に説明を行います。

*例えば、依頼者双方と契約を締結することから、コミュニケーションや円滑な手続きの遂行を期待しやすくなる反面、必ずしも譲渡額の最大化だけを重視しないこと。

- ✓・依頼者間において利益相反の恐れがある事項（依頼者の一方にとってのみ有利または不利な情報を含む）を認識した場合は、依頼者双方に対し当該事項を適時に明示的に開示します。
- ✓・弊社は、確定的なバリエーションを自らが実施せず、依頼者に対し必要に応じて公認会計士・税理士や弁護士等（以下「士業等専門家」）の意見を求めるよう伝えます。
- ✓・参考資料として弊社が簡易に算定（以下「簡易評価」）した、概算額・暫定額としてのバリエーションの結果を依頼者に示す場合は、以下の事項を明示します。

- （1）確定的なバリエーションを実施したのではなく、参考資料として簡易評価したものであること
- （2）簡易評価の際に依頼者の一方の意向・意見等を考慮した場合、当該意向・意見の内容
- （3）必要に応じて士業等専門家の意見を求めることができること

- ✓・弊社は、デューデリジェンスを自ら実施せず、デューデリジェンス報告書の内容に係る結論を決定しないこととし、依頼者に対し必要に応じて士業等専門家の意見を求めるよう伝えます。

7. その他

- ✓上記の他、中小 M&A ガイドラインの趣旨に則った M&A 仲介サービスを提供いたします。

以上

令和4年6月1日

株式会社伝統産業.com（伝統産業ドットコム）
代表取締役 藤永 悟志